**令和　　　年寄附分**　　　　　　　　　　　　　　**寄附金税額控除に係る申告特例申請書**

**市町村民税**

**道府県民税**

**第五十五号の五様式**　（附則第二条の四関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和　　　　年　　　　月　　　　日　　岡山県　高梁市長　　　　殿 |  | 整理番号 |  |
| 住　所 | 〒 | フリガナ |  |
| 氏　名 | ㊞ |
| 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 性　別 | 男　　　　女 |
| 電話番号 |  | 生年月日 | 明・大昭・平 | ・　　　　　　・ |

　「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

　あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１） 上記に記載した内容に変更があった場合は、申請特例対象年の翌年の１月１０日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１．当団体に対する寄附に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 寄附年月日 | 寄附金額 |
| 　　　　　年　　　　月　　　　日 | 円 |

２．申告の特例の適用に関する事項

　　　申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。

①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である | □ |

（注）地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、⑴及び⑵に該当すると

見込まれる者をいいます。

⑴　地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

⑵　地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税に

　 ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

|  |  |
| --- | --- |
| ②地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である | □ |

（注）地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年

の１月１日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が５以下

であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

市町村民税

道府県民税

令和　　　年寄附分　　　　　　　　　　　　寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住 所 |  | 受付日付印 |
| 氏 名 | 殿 |

|  |  |
| --- | --- |
| 受付団体名 | 岡山県高梁市 |

**※ ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例）を利用される方は、提出ください。**



**提出年月日を記入**

**太枠内すべてに記入してください**

**※記載内容について、年内に変更が生じた場合は、変更届出書が必要です。**

**令和　　　年寄附分　　　　　　　　　　　　　　寄附金税額控除に係る申告特例申請書**

**市町村民税**

**道府県民税**

**第五十五号の五様式**　（附則第二条の四関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和　**○○**　年　**○○**　月　**○○**　日　　岡山県高梁市長　　　　　　　　　　殿 |  | 整理番号 | **捺印** |
| 住　所 | 〒**123-456７****○○県○○市○○町１２３－４５****住民票のある住所を記入** | フリガナ | **タカハシ　タロウ** |
| 氏　名 | **高　梁　　太　郎**㊞ |
| 個人番号 | **1** | **2** | **3** | **4** | **1** | **2** | **3** | **4** | **1** | **2** | **3** | **4** |
| 性　別 | 男　　　　女 |
| 電話番号 | **１２３４－５６－７８９０** | 生年月日 | 明・大昭・平 | **○○**・　**○○**　・　**○○** |

　「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

**個人番号(マイナンバー）を記入**

**・・・・・・・・・・　①～⑤のいずれかの書類を同封してください。　・・・・・・・・・・**

**① マイナンバーカードの写し（両面）**

**② 個人番号通知カードの写し＋運転免許証の写し、またはパスポートの写し**

**③ 住民票（個人番号あり）の写し＋運転免許証の写し、またはパスポートの写し**

**④ 個人番号通知カードの写し＋健康保険証および年金手帳など公的書類２点以上の写し**

**⑤ 住民票（個人番号あり）の写し＋健康保険証および年金手帳など公的書類２点以上の写し**

**同封の個人番号・本人確認書類添付用台紙に貼り付けて返送してください。**

　あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１） 上記に記載した内容に変更があった場合は、申請特例対象年の翌年の１月１０日までに、申告特例申請事項

変更届出書を提出してください。

（注２） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を

**寄附をした年月日と寄附金額を記入**

**※ 寄附ごとにご記入願います。**

受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１．当団体に対する寄附に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 寄附年月日 | 寄附金額 |
| 　　**○○**　年　**○○**　月　**○○**　日 | **３０，０００**円 |

２．申告の特例の適用に関する事項

**ⒶとⒷ両方にチェックがない方は、**

**この申告書は提出できません。**

　　　申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。

①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である | ☑ |

**Ⓐ　確定申告（または住民税申告）を**

**しない方はチェックしてください。**

（注）地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、⑴及び⑵に該当すると

見込まれる者をいいます。

⑴　地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による　申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

⑵　地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税に

**Ⓑ　寄附する団体が年間（１月1日から12月31日）で**

**５団体以内と見込まれる方はチェックしてください。**

　ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

|  |  |
| --- | --- |
| ②地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である | ☑ |

**●ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと寄附金」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、住民税の控除が受けられる特例制度です。**

**●地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告又は住民税申告をした場合は、ワンストッ プ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。**

**●そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告、住民税申告の必要性が生じた場合は、申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。**

●**寄附した団体数が年間５団体を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ご注意ください。**

**◎ご不明な点は、高梁市役所秘書広報課企画係（0866-21-0208）までお問い合わせください。**

（注）地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年

の１月１日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が５以下

であると見込まれる者をいいます。